



平成27年9月30日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ク ラ ウ デ ィ ア
代 表 者 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 倉 正 治
(コード番号：3607 東証第1部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 鳴 尾 好 司
TEL 075-315-2345 (代表)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、「改正会社法」といいます。)により新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行すること、および本移行に伴う定款の一部変更について、平成27年11月25日開催予定の第39回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層充実することで、より透明性の高い経営の実現と企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成27年11月25日に開催を予定している第39回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 改正会社法が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除その他所要の変更を行うものであります。
- ② 改正会社法施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、所要の変更を行うものであります。なお、第31条第2項の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- ③ 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議によって行うことができるよう、第38条(剰余金の配当等の決定機関)を新設その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、定款変更のための株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成27年11月25日(水)

定款変更の効力発生日(予定) 平成27年11月25日(水)

以 上

【別紙】定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 6 条 (条文省略)</p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p>第 7 条 <u>当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条～第 19 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. ～ 3. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 6 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p>第 7 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>12名以内とする。</u></p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. ～ 3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p><u>5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. <u>増員により、または補欠として選任された</u>取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了</u>すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意がある</u>ときは、<u>招集の手続きを経ないで</u>取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役ならびに<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である</u>取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である</u>取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>

現行定款	変更案
<p>第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>第32条 当会社の監査役は、3名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>(任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</p> <p>第35条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第37条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第39条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u> 第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u> 第41条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第42条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額を限度とする。</u></p>	(削 除)
(新 設)	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>第6章 計 算</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p><u>(期末配当金)</u></p> <p>第44条 当社は株主総会の決議によって毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p><u>(中間配当金)</u></p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第6章 計 算</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第46条 当社の期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</p> <p>2. 未払いの期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 当社の配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</p> <p>2. 前項の配当財産には、利息をつけない。</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

以 上